

議案第21号関連資料

## 地方独立行政法人明石市立市民病院 第3期中期計画の認可について

### 1 概要

地方独立行政法人明石市立市民病院が作成した「第3期中期計画」を認可するにあたり、地方独立行政法人法第83条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

地方独立行政法人制度では、市が法人に対し中期目標を提示し、法人は目標を達成するための中期計画を作成しこれに基づき業務を遂行します。

市長は、地方独立行政法人明石市立市民病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）からの意見を聴取し、中期目標期間の業務の実績に関する評価を行います。

### 2 第3期中期計画の経過

#### (1) 目標の策定

評価委員会の意見を踏まえ、市として、病院が法人の形態で引き続き業務を行うことを適当とし、次期の業務運営の指針となる第3期中期目標（2019.4.1～2023.3.31）を策定、議決（昨年12月議会）を経て法人に提示

#### (2) 計画の作成

法人は、市から指示された第3期中期目標を達成するための具体的な計画である第3期中期計画を作成し、市に提出

#### (3) 計画の認可

市は法人から提出された第3期中期計画の認可について、評価委員会における審議及び「認可することが適当である」との意見を踏まえ、3月議会に上程

### 3 第3期中期計画の概要

別紙のとおり

## 第3期中期計画の概要

**ミッション** 地域とともに歩み続ける市民のための病院

**ビジョン** (1)高度な総合的医療の推進 (2)地域密着型の切れ目のない病院診療の実現 (3)医療と経営の継続的な質の向上 (4)市と連携した政策医療の充実

## 第3期中期計画の構成

## 第1 中期計画の期間

○2019年4月1日から2023年3月31日までの4年間

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

## 1 市民病院としての役割の明確化

- 医療機能の明確化
  - ・高度な総合的医療を推進し、複合的な疾患を抱える患者にも対応
  - ・急性期医療を中心としつつ、回復期における疾患や病状に応じた医療の提供
  - ・在宅療養後方支援病院として在宅患者の急変時におけるバックアップの実施
  - ・病院併設の訪問看護ステーション等による入院から在宅まで切れ目のない支援等の取組
- 地域包括ケアシステムにおける機能の強化
  - ・急性増悪時の在宅患者にかかるサブアキュート機能の発揮
  - ・市の在宅医療・介護連携事業への積極的な協力
  - ・地域共生社会の実現に向け、在宅重度障害者（児）のレスパイト入院の受入
  - ・医療的ケア児の普通学校通学時の訪問看護師派遣などインクルージョンの推進
- 災害及び重大な感染症発生時への対応
  - ・あかし保健所をはじめとする市の関係機関との連携強化と有事の際の体制整備
  - ・「災害対応病院」としての役割の実施、災害に備えた事業継続計画（BCP）の策定・見直し
  - ・感染症発生時の中核的な診療体制の確保

## 2 高度な総合的医療の推進

- 総合的かつ安定した急性期医療を提供
  - ・総合内科を中心とした専門診療科のさらなる連携強化
  - ・特徴的な専門診療や手術への取組
  - ・急性期から回復期、在宅に至るまで、病態に合った包括的な医療の提供
- 救急診療体制の維持に努め、救急患者の受入要請に最大限対応
  - ・他病院では受入困難な緊急・重篤な患者への対応
- 2020年度に敷地内に開設される市の障害者等歯科診療所との医科歯科連携の実施

## 3 利用者本位の医療サービスの提供

- インフォームド・コンセント上での看護師やMSWによる患者、家族のフォロー
  - ・入退院支援センターによる患者の入院への不安軽減、入院生活の支援
- アンケート等により患者や来院者のニーズを把握し、必要な改善策を実施
  - ・外国人や聴覚障害等を持つ患者の受診支援

## 4 地域とともに推進する医療の提供

- 地域の医療機関との連携強化、在宅医療を担う医療機関の後方支援
- 診療予約や当日急患などに対し、さらなる迅速な対応体制の整備
- 市と連携した保健医療情報の発信及び普及啓発の継続
- B1グランプリ全国大会等、市内で開催される行事等への職員派遣など、地域貢献への取組

## 5 総合力による医療の提供

- 最善の治療やケアを目指して専門性の高い多職種が連携し、より質の高いチーム医療を推進
- 情報の一元化と共有
  - ・DPC等のデータの比較・分析による医療の充実

## 6 医療の質の向上

- 医療安全、院内感染防止対策の徹底
  - ・医薬品関連のインシデント減少のための薬剤管理業務の充実
  - ・あかし医療安全ネットワークを通じた地域における医療安全風土の醸成
- 医療の質や患者サービスの向上を図るためのTQM活動のさらなる推進
- ISO9001の認証継続、BSCを活用したQC活動の定着
- クリニカルパス活用による診療の標準化
- 新たな高度専門医療の施設基準の取得
- 内部統制システムにかかる必要な制度の整備

## 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

## 1 医療職が集まり成長する人材マネジメント

- 大学医局との密接な連携等による優れた診療技術を有する医師の採用
- 医師や看護師が本来業務に専念するための医師事務作業補助者等の体制整備
- 若手医師にとって魅力ある、育成に重点を置いたシステムの確立

## 2 経営管理機能の充実

- 役員の経営力の向上のため、積極的な自己研鑽を推進
- 診療科長は、医局との連携の他、科の体制の維持、充実に係るマネジメントを実践
- 医療職との円滑な関係構築のため、業務への精通及び医療の基礎知識の習得

## 3 構造改革の推進

- 市民病院にふさわしい文化、風土の醸成へ職員の意識改革のさらなる推進
- BSCの徹底による帰属意識の向上
- 人事評価制度の運用による職員のモチベーションの向上、人材育成や組織の活性化
- 労働生産性の向上
  - ・ISOの取組を通じて業務効率化の推進による長時間労働の抑制

## 第4 財務内容の改善に関する事項

- 入院患者数の増加、診療単価の向上、診療報酬改定への迅速かつ的確な対応、未収金対策の徹底等による安定した収入の確保
- 収支予測に基づく支出コントロールや診療科別等の原価計算の活用による収支の改善
- 計画期間を通じた経常収支・資金収支の黒字額確保
- 運営費負担金のうち総務省基準以外の市独自負担分の段階的な削減
- 老朽化が進む病院施設について、市との連携のもと整備計画・投資計画を検討